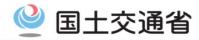
技術検定制度における実務経験の意義について





(1)建設工事における「技術者」の役割

- 適正かつ生産性の高い施工を確保するため、高い技術力を有する技術者を工事現場ごとに配置する。
- 建設生産物ならびに施工の特性を踏まえ、技術者の技術力が必要である。

建設生産物の特性

- 一品受注生産(予め品質を確認できない)
- 完成後は瑕疵の有無確認が困難
- 長期間、不特定多数の者に利用される 等

施工の特性

- 下請業者も含めた多数の者による総合組立生産
- 天候等に左右されやすい現地屋外生産
- 発注者は建設業者の技術力を信頼し施工を託す





建設業者が **組織として有する技術力**

+

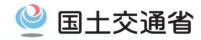
建設業者に属する技術者が 個人として有する技術力



適正な技術的判断・確認

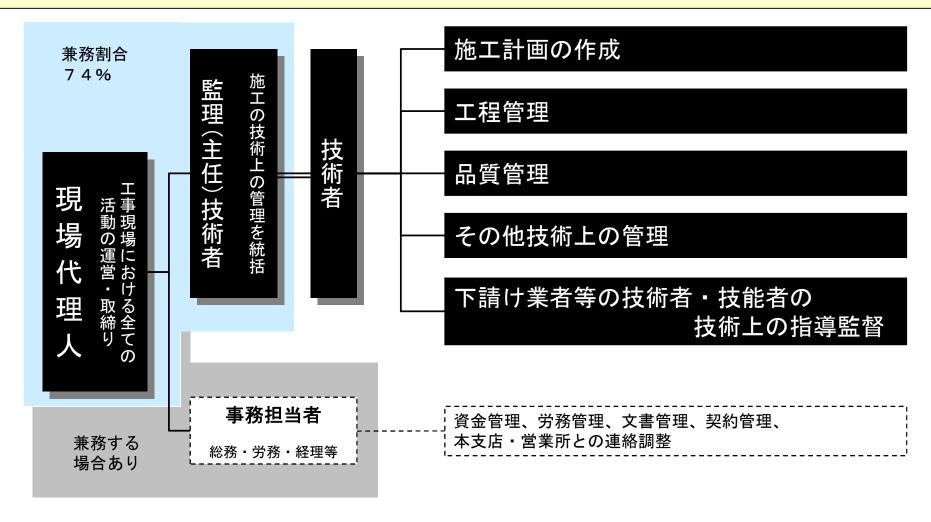
現場配置技術者

適正かつ生産性の高い施工の確保



(1)建設工事における「技術者」の役割

- 建設業法では、工事現場において施工の技術上の管理を統括する者として、監理(主任)技術者の配置を義務付け(法第26条、26条の2)、その職務等を誠実に行うことを規定している(法第26条の3)。
- 本検討会における「技術者」は、建設工事において監理(主任)技術者を担う者を指す。



※建設業法では、監理(主任)技術者の配置を義務付けているが、現場代理人の選任は義務付けていない。 ※現場代理人を選任した場合に、その権限等について発注者へ通知することを義務付けているにすぎない。



(1)建設工事における「技術者」の役割・職務

<監理技術者等の配置要件>

○ 主任技術者・監理技術者の配置(建設業法第26条)

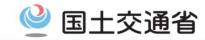
建設業者は、工事現場における施工の技術上の管理をつかさどる者として主任技術者を配置しなければならない。なお、 元請は、下請契約の請負金額の合計が一定以上の場合は、主任技術者ではなく監理技術者を配置しなければならない。

表1-1	監理技術者等の配置要件
1X 1 T	血生以削省分り心色女川

		監理技術者	主任技術者								
	元請工事における 下請合計金額	4,000万円以上 (建築一式工事は6,000万円以上)	4,000万円未満 (建築一式工事は6,000万円未満)								
		○ 1級国家資格者・ 1級施工管理技士・ 1級建築士、技術士	○ 1級国家資格者 (左記同様)								
 工事現場	資格要件		2級国家資格者2級施工管理技士2級建築士								
の技術者		○ 実務経験者(指定建設業※を除く) ・ 主任技術者としての要件を満たす者のうち、元 請として4,500万円以上の工事に関し2年以上の 指導監督的な実務経験を有する者	○ 実務経験者・ 大卒(指定学科)後3年以上の実務経験・ 高卒(指定学科)後5年以上の実務経験・10年以上の実務経験								
	工事現場における 専任の要件	る 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設 請負金額が3,500万円(建築一式の場合は7,000万円)以上で必要									
	その他の要件	建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者 (公共工事における元請の専任技術者については、3か月以上の雇用関係が必要)									

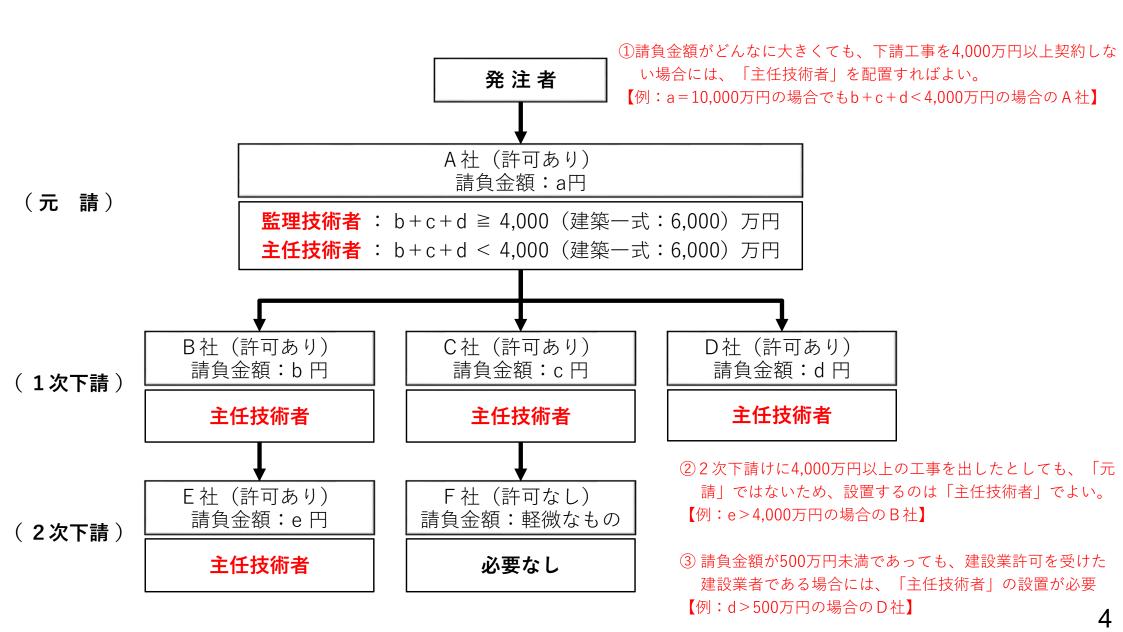
○ 主任技術者・監理技術者の職務(建設業法第26の3)

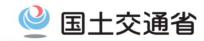
工事現場における建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の<mark>施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理</mark>及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に行わなければならない。 ;



(1)建設工事における「技術者」の役割・職務

【参考】建設現場における監理技術者等の配置イメージ





(2)技術者制度の変遷

- 終戦後、建設業者の乱立と悪質行為の増加の予想から、建設業者の登録制度と工事現場において施工 の技術上の管理をつかさどる「**主任技術者」の設置を義務付けた**。(昭和24年)
- 昭和46年に不良不適格業者による粗悪工事、労働災害、公衆災害の発生や下請保護等の強化により、 下請金額が一定金額以上の工事には、より経験・能力の高い「監理技術者」の設置を義務付けた。
- その後昭和62年に、技術と経営に優れた企業が成長できる環境整備が求められ、**指定建設業の監理技 術者**は、技術水準が高度で客観的に確認できる**国家資格者に限定**された。

昭和 (年度) 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 元 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 建設業法 ●S24制定 ●S46改正 ●S62改正 ●H6改正 H18改正● H26改正● ・建設業を営むうとする者の登録制度 ・28業種別の許可制度を採用 許可制度 特定建設業の許可制度を採用 指定建設業制度を導入 ・解体工事の追加 —— ・工事現場に主任技術者の設置を 一定金額以上の工事を下請 指定建設業における監理技術者を 国家資格者に限定 義務付け に付する元請業者に対し監理 技術者制度 技術者の設置を義務付け ・公共工事の指定建設業において 「指定建設業**監理技術者資格者証**」を導入 ・公共性ある重要工事には専任 監理技術者資格者証の交付に際し 大臣の指定の講習受講の義務付け 資格者証を公共工事の全業種に拡大 ·指定監理技術者讚習制度の登録制(H16) ・監理技術者資格者証の交付等を受けた監理技術者の配置を要する場合を 学校・病院等の重要な民間工事に拡大 建設業法施行令 ●S31制定 ●S63改正 H29改正 ●S35 建設機械施工 ●S50 造園施工管理 雷気诵信工事施工管理● 技術検定 ●S44 土木施工管理 ●S58 建築施工管理 ●S47 管工事施工管理 ●S63 電気工事施工管理 ●S25 一級建築士 ●S32 技術士 ●S34 技能士 他の主な資格



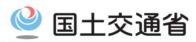
(3) 監理技術者等の職務(3/3)

【参考】監理技術者と主任技術者の職務

表1-2 監理技術者等の職務

	元請の監理技術者	下請の主任技術者
役割	● 請け負った建設工事全体の統括的施工管理	●請け負った範囲の建設工事の施工管理
施工計画の作成	●請け負った建設工事全体の施工計画書等の作成●下請の作成した施工要領書等の確認●設計変更等に応じた施工計画書等の修正	● 元請が作成した施工計画書等に基づき、請け 負った範囲の建設工事に関する施工要領書等の 作成● 元請等からの指示に応じた施工要領書等の修正
工程管理	●請け負った建設工事全体の進捗管理 ●下請間の工程調整 ●工程会議等の開催、参加、巡回	●請け負った範囲の建設工事の進捗確認 ● 工程会議等への参加
品質管理	●請け負った建設工事全体に関する下請からの施工報告の確認、必要に応じた立会い確認、事後確認等の実地の確認	●請け負った範囲の建設工事に関する立会い確認 (原則) ●元請(上位下請)への施工報告
技術的指導	●請け負った建設工事全体における主任技術者の 配置等、法令遵守や職務遂行の確認●現場作業に係る実地の総括的技術指導	●請け負った範囲の建設工事に関する作業員の配置等、法令遵守の確認● 現場作業に係る実地の技術指導

「監理技術者制度運用マニュアル」より



(1)法令上の技術検定の位置付け

○ 建設の許可を受ける業種について、その営業所ごとに専任の技術者(営業所専任技術者)の配置を求 められており、**専任技術者の要件の1つとして技術検定の有資格者**が規定されている。

建設業の許可を受けるための営業所専任技術者

法・第7条(許可の基準)※一般建設業

国土交通大臣又は都道府県知事は、**建設業の許可を受けようとする者**が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

- 一 法人である場合においてはその役員(業務を執行する社員、取締役、執行約又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)のうち常勤であるものの一人が、個 人である場合においてはその者又は支配人のうち一人が次のいずれかに該当する者であること。
- 許可を受けようとする建設業に関し5年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者
- ロ 国土交通大臣がイに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者
- 二 その**営業所ごと**に、次のいずれかに該当する者で**専任のものを置く者**であること。**ト**
- イ 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した後5年以上又は同法による大学若しくは高等 専門学校を卒業した後3年以上実務の経験を有するもので在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの
- ロ 許可をうけようとする建設業に係る建設工事に関し10年以上実務の経験を有する者
- ハ 国土交通大臣がイ又は口に掲げる者と**同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者**

同等以上の知識及び技術:

に専任技術者の配置(営業所専任技術者)

−般建設業の許可を受けようとする営業所ごと

→ 施工管理技士、建築士、技術士 等【則・別表】

- 三 法人である場合においては当該法人又はその役員等若しくは政令で定める使用人が、個人である場合においてはその者又は政令で定める使用人が、請負契約 に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと。
- 四 請負契約(第3条第一項ただし書の政令で定める軽微な建設工事に係るものを除く。)を履行するに足りる財産的基礎又は金銭的信用を有しないことが明ら かな者でないこと。

法・第15条(許可の基準)※特定建設業

国土交通大臣又は都道府県知事は、**特定建設業の許可を受けようとする者**が次に掲げる基準に適合

第7条第一号及び第三号に該当する者であること。

特定建設業の許可を受けようとする営業所ごと に専任技術者の配置(営業所専任技術者)

ない。

- 二 その**営業所ごと**に次のいずれかに該当する者で**専任のものを置く者**であること。**◆ただ**し、施ヱ技術(設計図書に従って建設工事を適正に実施するために必要 な専門の知識及びその応用能力をいう。以下同じ。)の総合性、施工技術の普及状況その他の事情を考慮して政令で定める建設業(以下「指定建設業」とい う。)の許可を受けようとする者にあっては、その**営業所ごとに置くべき専任の者**に、イに該当する者はハの規定により国土交通大臣がイに掲げる者と同等以 上の能力を有するものと認定した者でなければならない。
- イ 第27条第一項の規定による**技術検定その他の法令の規定による試験**で許可を受けようとする建設業の種類に応じ国土交通大臣が定めるものに合格した者<mark>又は</mark> 他の法令の規定による免許を受けようとする建設業の種類に応じ国土交通大臣が定めるものを受けた者
- ロ 第7条第二号イ、ロ又はハに該当する者のうち、許可を受けようとする建設業に係る建設工事で、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が政令で定め る金額以上であるものに関し2年以上指導監督的な実務の経験を有する者
- 国土交通大臣がイ又は口に掲げる者と**同等以上能力を有するものと認定した者**
- 三 発注者との間の請負契約で、その請負代金の額が政令で定める金額以上であるものを履行するに足りる財産的基礎を有すること。

技術検定その他の法令:

→ **1級施工管理技士**、1級建築士、技術士 等【則・別表】→



(1) 法令上の技術検定の位置付け

○ 建設業者は、建設工事の施工にあたり、主任技術者又は監理技術者を専任で配置することが求められており、**主任技術者又は監理技術者の要件の1つとして技術検定の有資格者**が規定されている。

② 建設工事における技術者の配置

一般・特定建設業の許可を受けようとする営業所 ごとに専任技術者の配置(営業所専任技術者)

法・第26条(主任技術者及び監理技術者の設置等)

建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、当該建設工事に関し**第7条第二号**イ、ロ又は**ハ**に該当する者で当該工事現場における建設工事の<mark>施工 の技術上の管理をつかさどるもの(</mark>以下、「主任技術者」という。)を置かなければならない。

2 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額(当該下請契約が2以上あるときは、 それらの請負代金の額の総額)が第3条第一項第二号の政令で定める金額以上になる場合においては、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に関し**第15条第**

二号イ、ロ又は<u>ハ</u>に該当する者(当該建設工事に係る建設業が指定建設業である場合にあっては、同号イに該当する者又は同号ハの規定により国土交通大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者)で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの(以下「監理技術者」という。)を置かなければならない。

- 3 公共性のある施設若しくは工作物又は多数者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては、前二項により置かなければならない主任技術者又は監理技術者は、<mark>工事現場ごとに、専任の者</mark>でなければならない。
- 4 前項の規定により専任の者でなければならない監理技術者は、第27条の十八第一項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けている者であって、第26条の四から第26条の六までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講したもののうちから、これを選任しなければならない。
- 5 前項の規定により選任された監理技術者は、発注者から請求があったときは、監理技術者資格者証を提示しなければな

と任・監理技術者:

→ **施工管理技士**、建築士、技術士 等

法・第26条の二

土木工事業又は建築工事業を営む者は、土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合において、土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事(第3条第一項ただし書の政令で定める軽微な建設工事を除く。)を施工するときは、<u>当該建設工事に関し**第7条第二号**イ、ロ又は**八**に該当する者で当該工事現場における当該建設工事の<mark>施工の技術上の管理をつかさどるもの</mark>を置いて自ら施工する場合のほか、当該建設工事に係る建設業の許可を受けた建設業者に当該建設工事を施工させなければならない。</u>

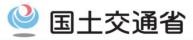
2 建設業者は、許可を受けた建設業に係る建設工事に附帯する他の建設工事(第3条第一項ただし書の政令で定める軽微な建設工事を除く。)を施工する場合においては、当該建設工事に関し第7条第二号イ、ロ又は<u>ハに該当する者</u>・当該工事現場における当該建設工事の<u>施工の技術上の管理をつかさどるもの</u>を置いて自ら施工する場合のほか、当該建設工事に係る建設業の許可を受けた建設業者に当該建設工事を施工させなければならない。

一般建設業の許可を受けようとする営業所ごとに専任 技術者の配置(営業所専任技術者)

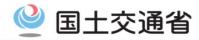
令・第5条の二

法第15条第二号ただし書の政令で定める建設業は、次に掲げるものとする。

- 土木工事業 二 建築工事業 三 電気工事業 四 管工事業 五 鋼構造物工事業 六 舗装工事業 七 造園工事業



			土木一式	建築一式	춫	左官	とび 土エ	石	屋根	電気	管	・ ブロック・ ガんが	鋼構造物	鉄筋	ほ装	しゅんせつ	板金	ガラス	塗装	防水	内装仕上	機械器具設置	熱絶縁	電気通信	造園	さく井	建具	水道施設	消防施設	清掃施設	解体
建設業法	技術検定	建設機械1級										- 70																			
		建設機械2級																													
		土木1級																													×
	(C)	土木2級																													×
		建築1級																													*
	(C)	建築2級																													×
		電気工事1級																													
		電気工事2級																													
		管工事1級																													
		管工事2級																													
		電気通信工事1級																													
		電気通信工事2級																													
		造園1級																													
	116-t- × 117+ .L =	造園2級					4																			4					
	地すべり防止エ 1級計装士	-争工					1			1	1															1					
	解体工事施工技		l 							'	'																				
	基礎施工士	~=	i																												
	登録基幹技能	 者	İ																												
技術士法 ◎	技術士																														
建築士法	建築士1級																														
	建築士2級																														
	木造設備士																														
高	建築設備士									1	1																				
電気工事士法	第1種電気工事		ļ									ļ												ļ			ļ				
 電気事業法	第2種電気工事									3																					
电丸争未达 電気通信事業法	電気主任技術を		 							5																					
电式进信争未达 水道法	電気通信主任技		l								4													5							
	給水装置工事	E仕技術者									1																				
消防法	消防設備士	4 617																													
職業能力開発促進法 ⑤		1級 2級			3	3	3	3	3		3	3	3	3			3	3	3	3	3		3		3	3	3				3
建設業法	務 円以上指導	年以上、高卒(指)5																													
N.18	胜理技术者,主任技术者资权							指定建設業						9																	



(2) 受験に必要となる実務経験の要件

○ 技術検定の受検に必要な実務経験要件は、建設業法施行令において、最終学歴及び指定学科・指定学 科以外の別で規定されている。

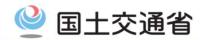
表2-1 1級技術検定の受検資格(令第27条の5第1項)

学を一等	受検に必要な実務経験年数 ※1										
于 脏 寸	指定学科	指 定 学 科 以 外									
大学	卒業後 3年以上	卒業後 4年6ヶ月以上									
短期大学、高等専門学校	卒業後 5年以上	卒業後 7年6ヶ月以上									
高等学校	卒業後 10年以上 ※2	卒業後 11年6ヶ月以上 ※3									
上記以外	卒業後 15年以上 ※3										
2級技術検定合格者	2級合格後	5 年以上 ※4 等									

表2-2 2級技術検定の受検資格(令第27条の5第2項)

		受検に必要な実務経験年数						
学 歴 等	学科試験	実地	試験					
	了 村 武	指定学科	指定学科以外					
大学		卒業後 1年以上	卒業後 1年6ヶ月以上					
短期大学、高等専門学校	条件なし ※ 5	卒業後 2年以上	卒業後 3年以上					
高等学校	木叶なし 然3	卒業後 3年以上	卒業後 4年6ヶ月以上					
上記以外		8 年	以上					

- ※ 専修学校の専門課程卒業者のうち、高度専門士を称する者については大卒同等、専門士を称する者については短大卒同等、その他の者については高校卒業と同等とする
- ※1 実務経験の年数には、「指導監督的実務経験年数1年以上」が含まれていなければならない。「指導監督的立場」とは、現場代理人、主任技術者、工事主任、施工監督等の立場で、部下や下請業者等に対して、工事の技術面を総合的に指導・監督した経験を指す。
- ※2 実務経験として、「5年以上の実務経験の後に専任の監理技術者のもとの実務経験2年以上」又は「専任の主任技術者としての実務経験1年以上」がある場合、受検に必要な実務経験年数を2年短縮することが可能
- ※3 実務経験として、「専任の主任技術者としての実務経験1年以上」がある場合、受検に必要な実務経験年数を2年短縮することが可能



(3) 高度な経験による実務経験の短縮措置

- 技術検定の受検要件として、**より高度な経験を積んだ場合に実務経験の短縮措置(2年**)が講じられている。
 - 【要件①】専任の主任技術者の実務経験が1年以上ある者
 - 【要件②】指導監督的実務経験年数が1年以上、主任技術者の資格要件成立後、専任の監理技術者の指 導のもとにおける実務経験が2年以上ある者

【要件①】専任の主任技術者の実務経験が1年以上ある者

- 施工管理に関する実務経験年数のうち、主任技術者の資格要件を満たした後、1年以上の当該技術検定の対象 工事に関する専任の主任技術者としての実務経験年数が必要となる。
- なお、主任技術者の現場専任制度は、元請・下請を問わず適用される。
- 専任で設置すべき期間は、工事の契約期間とし、下請が受け持つ専門工事については、施工が継続である場合は、現場稼働期間となる。

【要件②】指導監督的実務経験年数が1年以上、主任技術者の資格要件成立後、専任の監理技術者の 指導のもとにおける実務経験が2年以上ある者

● 施工管理に関する実務経験年数のうち、主任技術者の資格要件を満たした後(2級技術検定合格者、あるいは、 高校・中等教育学校及び専修学校専門課程指定学科卒業後5年以上の実務経験を有する者)、専任の監理技術 者の配置が必要な当該技術検定に関するに工事に配置され専任の監理技術者の指導のもとにおける工事に関す る実務経験年数が通算で2年以上となる。

<以下の全ての条件を満たす必要あり>

- ✔ 2級技術検定合格者又は、最終学歴が高騰学校・中等教育学校及び専修学校専門課程指定学科卒業であること。
- ✔ 所属している建設会社が特定建設業者であり、発注者から直接建設工事を請け負った(元請)工事である。
- ✔ 受検者と指導を大なった監理技術者は、同一会社に属している。
- ✔ 専任の監理技術者の配置が必要な工事である。